

○嘉手納町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

平成18年1月17日

規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、嘉手納町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年嘉手納町条例第16号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募)

第2条 条例第2条の規定による公募は、次に掲げる事項を明示して、町広報紙への掲載、町ホームページへの掲載その他適切な方法により行うものとする。

- (1) 公の施設の概要
- (2) 申請受付期間
- (3) 利用料金に関する事項
- (4) 管理を行わせる期間
- (5) 申請の資格
- (6) 選定の基準
- (7) その他町長が必要と認める事項

(指定管理者指定申請書等)

第3条 条例第3条に規定する規則で定める申請書は、嘉手納町公の施設に係る指定管理者指定申請書（様式第1号）とする。

2 条例第3条第1号に規定する事業計画書は、嘉手納町公の施設に係る事業計画書（様式第2号）とする。

3 条例第3条第2号に規定する収支計画書は、嘉手納町公の施設に係る収支計画書（様式第3号）とする。

4 条例第3条第3号に規定する書面は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 申請の日の属する事業年度より前3年度分の収支（損益）計算書又はこれに相当する書面
- (2) 申請の日の属する事業年度より前3年度分の貸借対照表及び財産目録又はこれに相当する書面

(3) 申請の日の属する事業年度より前3年度分の事業報告書及び確定申告書の写し
(法人以外の団体にあつては、決算書)

(4) 現事業年度の収支予算書及び事業計画書

5 条例第3条第4号に規定する書面は、次に掲げるとおりとする。

(1) 定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書(法人以外の団体にあつては、会則、役員名簿等)

(2) 直近3年分の国税及び地方税の納税証明書又は納税義務がないことを証明する書面(法人以外の団体にあつては、当該団体の代表者のもの)

(3) 施設管理責任者が分かる組織一覧表

(4) 公の施設を所管する課において必要と認める書面

(平29規則25・令元規則17・一部改正)

(選定結果の通知)

第4条 町長は、条例第4条の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、当該選定の結果を嘉手納町公の施設に係る指定管理者候補者選定通知書(様式第4号)又は嘉手納町公の施設に係る指定管理者候補者不選定通知書(様式第5号)により条例第3条の規定による申請をした団体に通知するものとする。

(指定通知書)

第5条 町長は、条例第5条第1項の規定により指定管理者の候補者を指定管理者に指定したときは、嘉手納町公の施設に係る指定管理者指定通知書(様式第6号)により当該指定管理者に通知するものとする。

(名称等の変更の届出)

第6条 指定管理者は、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地の変更があつたときは、遅滞なく書面により町長に届け出なければならない。

(指定取消等の通知)

第7条 町長は、条例第7条の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じたときは、嘉手納町公の施設に係る指定管理者指定取消・管理業務停止通知書(様式第7号)を当該指定管理者に通知するものとする。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、指定管理者の指定手続等に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年規則第15号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年規則第25号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の嘉手納町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に募集し、又は選定する指定管理者の指定の手続について適用し、施行日前に募集し、又は選定した指定管理者の指定の手続については、なお従前の例による。

附 則（令和元年規則第17号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年規則第44号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年規則第42号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

年 月 日

嘉手納町長 殿

郵便番号
所在地
名 称
代表者氏名

嘉手納町公の施設に係る指定管理者指定申請書

嘉手納町公の施設の指定管理者の指定を受けたいので、条例第3条の規定により関係書類を添えて申請します。

公の施設の名称

担 当 者 所 属	
担 当 者 氏 名	
電 話 番 号	
ファクシミリ番号	
電子メールアドレス	

添付書類

- 1 嘉手納町公の施設に係る事業計画書(様式第2号)及び収支計画書(様式第3号)
- 2 申請の日の属する事業年度より前3年度分の収支(損益)計算書又はこれに相当する書面
- 3 申請の日の属する事業年度より前3年度分の貸借対照表及び財産目録又はこれに相当する書面
- 4 申請の日の属する事業年度より前3年度分の事業報告書及び確定申告書の写し(法人以外の団体にあつては、決算書)
- 5 現事業年度の収支予算書及び事業計画書
- 6 定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書(法人以外の団体にあつては、会則、役員名簿等)
- 7 直近3年分の国税及び地方税の納税証明書又は納税義務がないことを証明する書面(法人以外の団体にあつては、当該団体の代表者のもの)
- 8 施設管理責任者が分かる組織一覧表
- 9 公の施設を所管する課において必要と認める書面

様式第2号(第3条関係)

嘉手納町公の施設に係る事業計画書

公の施設の名称

名 称

1 管理の基本方針

施設管理の基本方針について、町民の平等な利用を図る観点などにポイントを置き、貴団体のアピールしたい点を含めて記載してください。

(1) 施設運営の基本的な考え方について

(2) 高齢者や障害者等への対応について

(3) 平等な利用を図るための方針について

2 収支計画について

収支計画書を作成する根拠となる考え方を記載してください。

3 利用料金の設定

利用料金設定の考え方を記載してください。

4 実施体制について

基本的な人員配置の考え方(担当業務、資格、経験年数、雇用形態等)を記載してください。

5 業務実績について

貴団体が持っている施設管理運営業務に関する技術、手法等でアピールしたい事項を記載してください。

様式第3号(第3条関係)

嘉手納町公の施設に係る収支計画書

公の施設の名称

名 称

年度

(単位：千円)

		内 訳	備 考
収入合計(A)			
項 目			
支出合計(B)			
項 目	人件費		
	事務費		
	事業費		
	管理費		
収支(A)－(B)			

様式第4号(第4条関係)

第 号
年 月 日

様

嘉手納町長

嘉手納町公の施設に係る指定管理者候補者選定通知書

年 月 日付けで申請がありました公の施設に係る指定管理者の候補者の選定結果については、次のとおり決定したので、嘉手納町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第4条の規定により通知します。

選 定 の 結 果	指定管理者の候補者とする。
公 の 施 設 の 名 称	
担 当 課	嘉手納町役場 課

第 号
年 月 日

様

嘉手納町長

嘉手納町公の施設に係る指定管理者候補者不選定通知書

年 月 日付けで申請がありました公の施設に係る指定管理者の候補者の選定結果については、次のとおり決定したので、嘉手納町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第 4 条の規定により通知します。

選 定 の 結 果	指定管理者の候補者としない。
不 選 定 の 理 由	
公 の 施 設 の 名 称	
担 当 課	嘉手納町役場 課

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、嘉手納町長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、嘉手納町を被告として(訴訟において嘉手納町を代表する者は、嘉手納町長となります。)提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第6号(第5条関係)

第 号
年 月 日

様

嘉手納町長

嘉手納町公の施設に係る指定管理者指定通知書

年 月 日付けで申請がありました公の施設に係る指定管理者の指定については、条例第5条第1項の規定により次のとおり指定管理者に指定したので、嘉手納町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第5条の規定により通知します。

公 の 施 設 の 名 称	
指 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
担 当 課	嘉手納町役場 課

第 号
年 月 日

様

嘉手納町長

嘉手納町公の施設に係る指定管理者指定取消・管理業務停止通知書

年 月 日付け嘉 第 号により通知した公の施設に係る指定管理者の指定については、条例第 7 条第 1 項の規定により次のとおり決定したので、嘉手納町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第 7 条の規定により通知します。

指 定 取 消 又 は 業 務 停 止 の 区 分	指 定 取 消
	全部・一部業務停止(業務) 期間 年 月 日から 年 月 日まで
指 定 取 消 又 は 業 務 停 止 の 理 由	
公の施設の名称	
担 当 課	嘉手納町役場 課

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、嘉手納町長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、嘉手納町を被告として(訴訟において嘉手納町を代表する者は、嘉手納町長となります。)提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。